

ばく露実態調査の流れ

- ① 国は当該年度におけるリスク評価対象物質を示し、ばく露実態調査事業を委託。事業受託者（平成18～20年度：中央労働災害防止協会）は、対象物質のサンプリング方法及び分析手法を策定。
- ② 国は有害物ばく露作業報告を受け、事業者受託者にばく露実態調査候補事業場の選定を依頼。国は以下の選定基準に基づき、事業受託者と相談の上、有害物ばく露作業報告のあった事業場数を勘案して1化学物質当たり1～10数事業場を選定。
※ 報告事業場数が少ない場合には1事業場とならざるを得ない。

[候補選定基準]

- ばく露が比較的大きいと推定される事業場を優先的に選定
 - 多様な業務のを把握するため、特殊な作業工程、用途等がある場合には当該事業場を優先的に選定
 - 上記を考慮して複数事業場が候補となる場合には、個人ばく露サンプル数が確保できる比較的従業員数の多い事業場を優先して選定
- ③ 国は候補事業場に調査受入を打診。打診を受けた事業場は調査の受入の可否を回答。
 - ④ 事業受託者は調査を受諾した事業場との間で、調査日程等を調整の上、事前調査を実施。事前調査においては、調査員が事業場代表者等に対し、聞き取り調査を行い、以下を確認。

[調査事項等]

- 作業概要の聞き取り
対象化学物質を取扱う工程及びその作業概要に関する聞き取り及び、これを踏まえた作業環境への発散の多いとみられる工程、作業員へのばく露があると考えられる作業の特定
- 作業の観察
特定された工程、作業について実際に観察し、対象化学物質を取扱うによる作業員の吸入ばく露の可能性や皮膚等への接触によるばく露の可能性を調査
- 基礎データの収集等
その他、作業員のばく露量を推定する基礎データ（取扱量、取扱い頻度、作業員の就業形態、取扱い作業毎の作業時間、作業頻度等）の把握、対象物質の分析に影響を及ぼす共存化学物質の把握及び可能な場合は写真撮影を実施

- ⑤ 事業受託者は事前調査を踏まえ、本調査として、以下の要領で個人暴露測定、作業環境測定等を実施。

[調査要領]

- 個人ばく露濃度測定
 - ・ 選定された作業に従事する作業員（人数については、実態にあわせる）にサンプラー等（小型のポンプ及びサンプラー）を装着し、1日の作業時間を通じて環境気体中の対象化学物質を捕集し、作業時間平均濃度を算出
 - ・ 作業従事者からの報告により、作業時刻毎の作業内容を確認。

- 作業環境測定
 - ・ 作業環境測定基準に準じてA測定（所要時間は2時間程度、うち測定時間は60分程度）を実施。その際、サンプリング実施時の状況として以下を記録
 - － 室内の気温、湿度、気流
 - － 作業工程と発生源及び作業員数
 - － 設備、排気装置稼働状況
 - － ドア・窓の開閉状況
 - － 当該単位作業場所の周辺からの影響
 - － 各測定点に関する特記事項
 - － その他（対象物質の含有率、外気条件等）

- スポット測定
 - 作業時間が短時間の場合は発生源近傍において、作業時間を通じて測定を実施

- 局所排気装置の有効性の確認
 - 局所排気装置の有効性の確認するため、局所排気装置を稼働し作業している状態で、発生源近傍でスモークテスターを使用して置き、局所排気装置への気流を確認し、局所排気装置が有効であると判断した場合は風速の測定等を実施